


所管部課	企画財政部 企画課		部長	神山 尚					
件名	東大和市手数料条例施行規則の一部を改正する規則について					区分		○	1 審議事項
関係事項	条例規則								
	部課機関	市民部市民課							
<p>1. 要 旨</p> <p>「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」（令和元年法律第16号）第2条による住民基本台帳法の一部改正が施行されることにより、戸籍の附票の写しの交付請求に際し、「戸籍の表示」の記載の有無の選択が必要となる（住民基本台帳法第20条）ことに伴い、東大和市手数料条例施行規則に規定された様式の一部を改正するものである。</p> <p>(1) 改正内容 第1号様式の戸籍の附票に関する欄内に「記載事項の選択」の欄を追加する。</p> <p>(2) 施行日 令和4年1月11日</p> <p>(3) 影響及び効果 法改正の内容に沿った適正な対応が図られる。</p>									
<p>2. 経 過（現時点に至るまでの経過）</p> <p>情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令が令和3年11月25日に公布され、施行日が令和4年1月11日に定められた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和3年12月 文書課において審査済み 									
<p>3. 留意事項（問題点等）</p> <p>特になし</p>									
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>庁議における審議終了後、速やかに改正手続きを進めたい。</p>									
<p>5. 審議結果</p>									

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。